

「家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針」
(骨子案)

令和 2 年 2 月

農林水産省

第一 家畜排せつ物の利用の促進に関する基本的な方向

1 現状

(1) 利用促進等

- ・家畜排せつ物は、廃棄物処理法に基づき、畜産業を営む者が自らの責任において適正に処理しなければならないというのが、家畜排せつ物の処理において基本となる考え方である。したがって、処理のために必要な施設の整備や維持・管理は自ら行うべきものと考えられる。
- ・家畜排せつ物法による管理施設の構造設備に関する基準は、引き続きほぼ全ての適用対象農家が遵守。
- ・規模拡大の進展、環境規制への更なる対応が必要な中、周辺住民からの苦情問題は引き続き深刻。
- ・堆肥の発生量には地域的な偏在があり、その需要が多い地域であっても十分な利用が進まない地域もある。耕種サイドでは、土づくりの推進に堆肥の適切な利用が不可欠な中で、堆肥の広域流通の重要性がより増している。
- ・再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）により、家畜排せつ物のエネルギー利用が増加するも、送電に係るインフラ整備等の課題もある。

(2) 新たな課題と動き

- ・国際交渉の進展を踏まえ、関税削減などに対抗できる畜産経営の体質強化が求められる中、家畜排せつ物法の本格施行から約15年が経過し、処理施設の老朽化が顕在化しており、利益を得にくい家畜排せつ物処理施設の修繕や更新のための費用の適切な再投資を確保する必要。
- ・牛肉・牛乳製品の国内需要の増加への対応と輸出の一層の拡大を目指すため、肉用牛・酪農生産拡大プロジェクトで、肉用牛・酪農の増頭・増産に取り組み、併せて増加する家畜排せつ物の利用促進を図ることが重要。
- ・土づくりの推進にあたり、堆肥の利用が不可欠な中、肥料取締法の改正により堆肥と化学肥料の混合に関する規制が緩和され、堆肥の高付加価値化や広域流通の余地が拡大。
- ・一部の大規模経営が規模拡大する際において、規模に見合った家畜排せつ物処理施設が整備されていない。

2 基本的な対応方向

(1) 堆肥の利用拡大

- ・土づくり等による持続的かつ循環的な農畜産業の実現のため、家畜排せつ物は堆肥化等を通じ耕地に還元することが望ましい。家畜排せつ物は適切な堆肥化により、水分や悪臭が低減されることで取り扱いやすくなる。
- ・肥料取締法の改正で堆肥と化学肥料の混合に関する規制が緩和されたことを踏まえ、必要に応じて肥料メーカーとも連携しつつ、耕種農家のニーズにあった堆肥の生産を進め、堆肥の利用拡大を推進。
- ・土づくりの推進にあたっては、土壌診断に基づき、ほ場の状態を把握した上で適切に施用することが重要。

① 堆肥の地域内利用の促進

- ・畜産農家自らの堆肥利用や地域内利用の一層の拡大。
- ・堆肥生産や散布作業の負荷軽減のため、堆肥センターを始めとした外部支援組織の活用。

② 堆肥の広域的な流通の円滑化

土づくりの推進にあたり、堆肥の利用が不可欠な中、地方自治体や生産者団体の耕種部門と畜産部門の連携を通じた堆肥の需給に係る広域的な情報交換等によるニーズの的確な把握とマッチング、ニーズに対応した良質堆肥の生産、ペレット化による取扱性や運搬性の向上等を推進。

(2) 家畜排せつ物のエネルギー利用の推進

家畜排せつ物の臭気低減にもつながる他、エネルギー利用後に発生する副産物の消化液や焼却灰も新たな肥料資源として活用が見込まれるため、収益性や地域の送電インフラの状況を見極めた上で、FITの活用やエネルギーの地産地消等により発電や熱等のエネルギー利用を推進。

(3) 畜産環境問題への対応

- ・国の事業や融資制度、地方自治体、生産者団体の支援も活用した機械・施設整備の推進。
- ・適正な家畜の飼養管理や施設管理と併せて、施設・機械の整備や有効な処理技術の活用を推進。
- ・地方自治体等が主導する、畜産農家だけでなく地域住民も参加した地域全体で畜産環境問題に取り組む体制作りの推進。

第二 処理高度化施設の整備に関する目標の設定に関する事項

1 目標設定の基本的な考え方

都道府県計画では、地域の実情に最適な処理高度化施設への支援を明示。畜産業を営む者が飼養規模に応じた家畜排せつ物処理施設を整備し、整備後の管理方法も併せて習得して継続的な管理を行うのが基本であることを踏まえつつ、技術指導等の支援体制も併せて整備。老朽化した家畜排せつ物処理施設の能力低下や悪臭の発生、汚水の漏出等を防ぐため、計画的な補改修を推進。

2 目標設定に当たり留意すべき事項

(1) 堆肥の利用拡大

高品質な堆肥生産のための堆肥化施設の整備（堆肥舎、乾燥施設、堆肥保管施設等）、散布作業の効率化につながるマニユアスプレッダー、広域流通に向けた取扱性・流通性向上に資する成形圧縮機等の機器導入を検討。

(2) 家畜排せつ物のエネルギー利用の推進

メタン発酵施設、炭化・焼却施設などの整備に際して、中期的な経営収支や原材料の確保の見通し、消化液の散布先、地域の送電インフラ等の状況も考慮。

(3) 畜産環境問題への対応

- ・臭気や排水に係る環境対策を推進するため、臭気対策としては、地方自治体で導入が進む官能検査による臭気指数規制も念頭においた臭気発生箇所毎の効果的な低減対策や脱臭装置の整備を検討。
- ・汚水対策としては、経年劣化による処理能力の低下や、硝酸性窒素等の一般排水基準（100mg/l）が将来的に適用される可能性も念頭においた適切な管理や汚水処理施設の整備を検討。

第三 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の向上に関する基本的事項

1 技術開発の促進

家畜排せつ物の利用等に関するニーズの多様化に適切に対応するため、肥料取締法の改正を踏まえた新たな肥料の開発、家畜排せつ物のエネルギー利用の促進、汚水処理施設の管理の容易化及び臭気低減に資する低コストで実用的な技術の開発を促進。

2 情報提供・指導体制の整備

関係者の資質向上のため、国、都道府県、市町村等の各段階において、技術等に関する情報の提供、技術研修会やシンポジウムの開催等による指導体制の整備。

第四 その他家畜排せつ物の利用の促進に関する重要事項

1 消費者や地域住民の理解の醸成

地方自治体、生産者団体等は、堆肥を利用した土づくり等の資源循環を基本とした畜産業の社会的意義について、消費者や地域住民への理解の醸成に努力。

2 家畜防疫の観点からの堆肥化の徹底、防疫対策の強化

野生動物等による家畜排せつ物等への病原体の持ち込みや伝播要因となる可能性があることから、堆肥化の徹底、堆肥の管理・運搬における防疫対策の強化。